



熊本県公報

第12732号

平成30年6月19日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成30年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項……………（高齢者支援課） 1
- 熊本県家畜商講習会の開催……………（畜産課） 2
- 熊本県立劇場舞台照明器具の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等……………（管理調達課） 2
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 3
- 道路の供用開始……………（ " ） 3
- 熊本県職員グループウェアシステム用関連機器等の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等……………（情報企画課） 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可申請……………（循環社会推進課） 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請……………（ " ） 5

公 告

- 熊本県立劇場舞台照明器具の物品調達に係る一般競争入札の実施……………（管理調達課） 6
- 熊本県職員グループウェアシステム用関連機器等の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………（情報企画課） 10
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 13

正 誤

- 平成30年3月30日熊本県人事委員会規則第4号（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則）中……………（人事委員会） 13

告 示

熊本県告示第490号

平成30年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項を次のように定める。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成30年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める特定施設入居者生活介護を行う施設（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため及び同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者としての指定（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。以下「新規指定」という。）を受けようとする者の申請等に係る負担軽減に資するため、新規指定に係る申請を行う前に、新規指定を受けようとする者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護について事前協議（以下「事前協議」という。）を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

（事前協議の対象）

第2条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護は、介護保険事業支援計画に平成30年度分として計上された特定施設入居者生活介護のうち、別表に掲げるものとする。（提出期限等）

第3条 前条の事前協議の対象となる特定施設入居者生活介護に係る新規指定を受けようとする者は、当該特定施設入居者生活介護に係る事前協議書を平成30年7月13日午後5時15分までに、知事に提出するものとする。

2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

（事前協議書に対する意見）

第4条 知事は、前条第1項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る特定施設入居者生活介護について意見を述べるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

特定施設入居者生活介護の種別	特定施設入居者生活介護を行う施設の区分	特定施設入居者生活介護を行う施設の設置場所	特定施設入居者生活介護の対象圏域
混合型特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム	山鹿市	鹿本圏域

熊本県告示第491号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成30年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 3 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時
平成30年9月4日 午前8時50分から午後5時まで
平成30年9月5日 午前8時50分から午後5時15分まで
 - (2) 場所
熊本 県立農業大学校(教育棟2階視聴覚室)
所在地:熊本県合志市栄3805
電 話:096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講申込方法
 - (1) 講習会を受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書(知事が別に定める様式)に必要事項を記入の上、講習会受講手数料3,300円(熊本県収入証紙による。)及び写真2枚(申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもので、縦4センチメートル、横3センチメートル程度のもの)を添えて、平成30年8月7日までに所管の熊本県各広域本部(地域振興局)農業普及・振興課(熊本市に住所を有する者にあつては、熊本県県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課)に提出すること。ただし、熊本県立農業大学校の生徒にあつては、同校校長を経由して熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出すること。また、熊本県外に住所を有する者は、直接、熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、家畜商講習会受講票(知事が別に定める様式)を交付する。
 - (3) 徴収した受講手数料は、返還しない。
- 6 講習の免除に係る特例措置
家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定により、獣医師の免許を受けている者及び家畜人工授精師の免許を受けている者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付すること。
なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、講習科目の一部が免除される。
- 7 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会の終了後、修了証明書を交付する。
- 8 その他
 - (1) 受講者は、講習会に家畜商講習会受講票及び筆記具を持参すること。
 - (2) 講習会開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に家畜商講習会受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第492号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立劇場舞台照明器具 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年6月29日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年6月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	鯛生菊池線	菊池市豊間字野田 1221番地先から 同所 1234番2地先まで	前	8.9 ～ 15.2	153.7	防交 安 （交 通 安 全）
			後	11.7 ～ 17.4		

2 区域を変更する期日 平成30年6月19日

熊本県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年6月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字中村道上 6313番1地先から 天草市宮地岳町字上田原 6602番1地先まで	75.6	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年6月22日

熊本県告示第495号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県職員グループウェアシステム用関連機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年6月29日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第496号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
菊池市西寺633番地2
九州産廃株式会社 代表取締役 中田 浩利
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

- 菊池市原字寄草4589番9ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場
 - 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物
 - 5 一般廃棄物処理施設の処理能力
 埋立面積 33,762平方メートル
 埋立容量 390,137立方メートル
 - 6 申請年月日
 平成30年5月14日
 - 7 申請書の縦覧場所
 菊池市限府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
 - 8 縦覧の期間及び時間
 (1) 期間
 平成30年6月19日から平成30年7月19日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 (2) 時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 (1) 提出先
 次のいずれかの部署に提出すること。
 ア 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
 イ 〒861-1331 菊池市限府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
 (2) 記載事項
 次の事項を日本語で記載すること。
 ア 提出者の住所及び氏名
 イ 対象とする事業名
 事業が特定できるように記載すること。
 (例) 「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している一般廃棄物処理施設（最終処分場）事業（平成30年5月14日変更許可申請の事業）」
 ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
 - 10 問い合わせ先
 不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
 (1) 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課 電話番号096-333-2278
 (2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4135

熊本県告示第497号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。
 なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
 菊池市西寺633番地2
 九州産廃株式会社 代表取締役 中田 浩利
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 菊池市原字寄草4589番9ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
 産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるもの（管理型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、13号廃棄物（自ら行った中間処理に伴い排出されるものに限り、これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。）
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
 埋立面積 33,762平方メートル
 埋立容量 390,137立方メートル

- 6 申請年月日
平成30年5月14日
- 7 申請書の縦覧場所
菊池市限府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
(1) 期間
平成30年6月19日から平成30年7月19日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
(1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
イ 〒861-1331 菊池市限府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
(2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
（例）「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）事業（平成30年5月14日変更許可申請の事業）」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
(1) 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課 電話番号096-333-2278
(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4135

公 告

熊本県公告第355号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達物品及び数量
熊本県立劇場舞台照明器具 1式
(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
(3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
(4) 納入期限
平成31年3月6日（水）
(5) 納入場所
熊本市中央区大江二丁目7番1号
熊本県立劇場
(6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
(7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの競争入札参加資格を有している場合、入札参加資格を有している場合で、本入札に追加する入札申請内容の変更が必要なきは、入札参加資格申請内容変更届の受付期間以降も随時受付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成30年6月29日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ

提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 入札しようとする物品の仕様を文化企画・世界遺産推進課へ提出し、審査を受け、本調達の仕様に適合している証明(4(2)により取得するので、審査を受ける本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」による。)を受けた者であること。なお、文化企画・世界遺産推進課の受付期間は、公告の日から平成30年7月6日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の証明を受けた仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年7月20日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
- 1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年7月20日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年7月31日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年7月30日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成30年7月31日（火）午前10時
- (イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- 入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年7月30日（月）（必着）までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
- 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
- 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において、入札執行（開札）日までに指名停止措置に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
- 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）

第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限

本契約に係る議会の議決の日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 本契約に係る議会の議決の日

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

- A set of Stage Lightning Equipment.
- (2) Delivery period:
March 6, 2019
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Theater
2-7-1 Oe, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0971, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: July 31, 2018 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than July 30, 2018
- (7) Other :
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第356号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称
熊本県職員グループウェアシステム用関連機器等の賃貸借
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品の規格、品質等
熊本県職員グループウェアシステム用関連機器等の賃貸借要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 借入期間
平成30年10月1日（月）から平成35年9月30日（土）まで
- (6) 納入期限
平成30年9月28日（金）
- (7) 納入場所
仕様書による。
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたものを除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積に当たっては、60月賃貸借料率で計算すること。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39

年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(11) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成30年6月29日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 仕様書の内容を満たしていることを証明できること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能性能等に関する仕様及び製品仕様書、カタログ等

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年7月13日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年7月13日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年8月2日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年8月1日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成30年8月2日(木)午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年8月1日(水)午後5時(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札の通知書に掲げる日までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時まで再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
(1) 契約書の作成の要否
要
(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃貸借料)に賃貸借月数(60月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1号第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 S u m m a r y
 - (1) Name and Content of the products to be rent:
Server equipment for Group ware system
 - (2) Date and Place for tender:
Date: August 2nd 2018
10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
(9th floor of Prefectural Government New building)
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
 - (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第357号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成30年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1409号	混合有機質肥料	ライスブラン肥料	窒素全量 : 2.2 りん酸全量 : 3.2 加里全量 : 1.2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	西日本殖産有限会社 熊本県八代市松崎町159番地1	平成36年7月10日

正 誤

平成30年3月30日熊本県人事委員会規則第4号 (熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則) 中に誤りがあったので、次のとおり訂正

する。

ページ	行	正	誤
5	3 2	家畜保健衛生所課長	病虫害防除所副所長
5	3 3	家畜保健衛生所課長	病虫害防除所副所長
5	3 5	広域本部地域振興局部付	県央広域本部熊本土木事務所次長及び課長
5	3 6	県央広域本部土木部益城復興事務所長及び次長	県央広域本部土木部益城復興事務所次長
5	3 8	家畜保健衛生所課長	病虫害防除所長
5	4 1	同款地方出先機関の項中	同款地方出先機関の項中「県央広域本部熊本土木事務所次長」を「県央広域本部熊本土木事務所次長 県央広域本部土木部益城復興事務所長」に、